

平成24年度 第3回練馬区介護保険運営協議会 会議要録	
1 日 時	平成25年1月25日(金) 午後5時から7時まで
2 場 所	練馬区役所 本庁舎5階 庁議室
3 出席者	(委員 19名) 市川会長、菱沼会長代理、井上委員、岩月委員、岩橋委員、高原委員、渡辺委員、小池委員、白戸委員、椿委員、大島委員、重田委員、菅俣委員、中村哲郎委員、兒玉委員、山添委員、原委員、中村紀雄委員、永野委員 (区幹事 5名) 福祉部長、福祉部経営課長、高齢社会対策課長、介護保険課長、光が丘総合福祉事務所長 ほか事務局 6名
4 傍聴者	0名
5 議 題	(1) 第4期(平成21~23年度)練馬区介護保険事業計画の総括 重点課題1 介護保険施設および地域密着型サービス拠点の整備促進 重点課題2 認知症になっても安心して暮らせる地域づくり 重点課題3 主体的に取り組む介護予防の推進 重点課題4 高齢者相談センターを中心とする相談支援体制の充実 (2) 第5期(平成24~26年度)練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討上の課題について (3) 介護保険状況報告(平成24年12月末現在)
6 資 料	1 次第 2 資料1 第4期(平成21~23年度)練馬区介護保険事業計画の総括 3 資料2 第5期(平成24~26年度)練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討上の課題について 4 資料3 介護保険状況報告(平成24年12月末現在)
7 事務局	練馬区 健康福祉事業本部 福祉部 高齢社会対策課 計画係 03-5984-4584

会議の概要

(会長)

ただ今より、第3回練馬区介護保険運営協議会を開催する。

(事務局)

【委員の出欠、傍聴の状況報告、配付資料の確認】

(会長)

まず、案件(1)「第4期(平成21年～23年度)練馬区介護保険事業計画の総括」について、高齢社会対策課長から説明をお願いします。

(高齢社会対策課長)

【第4期(平成21年～23年度)練馬区介護保険事業計画の総括について(重点課題1)の説明】

(会長)

ご意見、ご質問はあるか。

(委員)

第4期計画の評価・反省が、すでに第5期計画に反映されている。この総括によって第5期計画の内容が変わるようなことがあるのか。

また、各施設の整備の評価について、例えば待機者が何%減ったかとか、利用者側の評価はわからないのか。

(高齢社会対策課長)

まず1点目。なぜすでに第5期計画を策定しているのに、第4期計画の総括をやるのか、計画内容を変更するのかについてお答えする。計画策定後の検証ということについては、なかなか区民参加でやる機会がない。時機を失しているのではないかというご指摘であれば、これは初回にやるべきものだったのかもしれないが、第4期計画の振り返りについて区民や有識者の皆様のご意見を伺うために、案件とさせていただきます。

なお、第5期計画については介護保険料と連動した内容になっているため修正は難しいが、今後、第6期計画を検討する際に、第5期計画の進捗状況等も併せてご説明させていただく。その際に、これまでの流れを踏まえて第6期計画を検討していただきたいと考えている。

2点目、利用者の評価については、第5期計画の策定に当たって高齢者基礎調査を行い、高齢者の方々の意向を一定程度把握しているが、今回併せてお示しできず申し訳ない。

施設整備に関して申し上げますと、特別養護老人ホーム入所待機者は現在約2,800人、そのうち早期に入所が必要な方は783人となっている。第5期計画では、早期に入所が必要な方が入所できるよう整備目標を定め、進めているところである。

(委員)

2点目については、利用者側の需要を出すことが事業の評価になると思う。特に特別養護老人ホームは入所待機者が多いということを知っているため、今後の整備によってどの程度解消されたか、できるだけデータを出していただきたい。

(会長)

事業者の方はいかがか。

(委員)

小規模特別養護老人ホームをつくる必要性についてお尋ねしたい。小規模な施設は運営が厳しいという声を聞く中で、あえて計画に位置付ける意味合いはどのようなものが教えていただきたい。

(高齢社会対策課長)

広域型の特別養護老人ホームについては、制度上はどなたでも入れるが、区としては補助金を出している以上は練馬区民を入所させてほしいと事業所をお願いしている。一方、小規模特別養護老人ホームは、制度上も区民の方限定という施設になっている。少人数の顔が見える関係の中で明るく家庭的な雰囲気と地域や家庭との結びつきを重視した運営を期待して創設され、第4期計画に整備目標を盛り込んだ。しかし、事業者側から見ると採算的に厳しい。定員30人以上の広域型特別養護老人ホームは都から経営支援補助金が出るが、29人以下の小規模特別養護老人ホームにはこのような補助金はない。定員数が少ないためスケールメリットもなく、補助金も少ないことから、実際には整備が進まなかった。

ただ、広域型特別養護老人ホームのサテライト型という形での開設は、可能性としては考えられる。昨年12月に練馬区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営等に関する基準条例を策定し、ユニット定員を10人から12人にしたり、多床室を認めたりしている。整備の選択肢を増やし、当初期待されていたこの施設の性格を、いずれ実現していきたいと思っている。

(会長)

地域密着型サービスについては、制度上いくつかの課題がある。その中で、練馬区では、選択肢を増やすことで開設の可能性を確保しているということである。

(委員)

特別養護老人ホームと一口にいても、新型と従来型があり、新型は室料が高いと聞く。入所待機者はどちらを希望されているのか。

(高齢社会対策課長)

特別養護老人ホームは、かつては病院のように多床室と個室があるという形だったが、高齢者の尊厳の保持や自立支援という観点から、生活の場という要素を強めて共同生活フロアと個室で構成されるユニット型個室というものが制度化された。ユニット型個室は室料が高く、多床室のおよそ2倍である。本年3月から5月の間にオープンする4施設は、すべてユニット型である。いずれも定員の5倍から10倍ぐらいの申込みがあると予想している。区内にある特別養護老人ホームの7割が多床室で、2割がユニット型個室という状況である。

入所待機者の希望としては、平成23年1月から2月にかけて実施したアンケート調査によると、多床室4割、従来型個室3割、ユニット型個室1割となっている。

国は高齢者の尊厳保持の観点からユニット型個室を強力に推進しており、多床室の介護報酬は減らされている。そのような状況で、多床室の新規整備は難しい。

(会長)

望ましいのはユニット型個室だが、全国で7割、8割の自治体は多床室を認めている。

室料の議論と個室を望む声のバランスが問われていると理解していただきたい。経済的に多床室しか入れないという方もいるので、多床室の7割をどう保持するかが重要な政策判断になるかと思う。

(委員)

施設整備に伴い、介護士の募集が大変目立っている。離職率も高いと聞いている。どのような方を募集するかはそれぞれの事業者によるかと思うが、介護保険制度上、定められた介護士の定員をきちんと配置することはできるのか。施設を開設して、介護士が足りないということはないのか。

(高齢社会対策課長)

定められた人員配置基準を守っていただかないとサービスが提供できないので、従業員がそろっていないのに運営をすることはないと考えている。

(会長)

区として人材確保の支援はあるのか。

(高齢社会対策課長)

まず、一般に介護士の求人方法として、事業者がハローワーク、東京都福祉人材センター、民間広告、大学・専門学校の就職支援窓口等で募集されていると思う。ただ、練馬区には小規模な事業者も多いので、区として人材確保と育成を支援するために、平成21年度に練馬区社会福祉事業団が「練馬介護人材育成・研修センター」を設置し、練馬区が運営費を補助している。このようなセンターを持っているのは、23区では練馬区と世田谷区だけである。

人材確保事業として就職面接会や各種仕事セミナーを行っており、この企画や運営には区内事業者も参加していただいている。平成21年度から23年度までで、約180名の方が雇用されている。区としても、施設整備をするだけでなく、併せて人材確保・育成のための支援をしているところである。

(会長)

第5期計画書の124ページをご覧ください。人材確保・育成のために、練馬介護人材育成・研修センターを置いている。

ただ、人材の循環が早いというのも事実である。どのようにして定着させるかということも大きな課題として、今後議論していかざるを得ないと思う。

(委員)

本件については、練馬区介護サービス事業者連絡協議会の中でも非常に大きな問題になっている。特に、これから660床の介護老人保健施設、700床の特別養護老人ホームができるということで、人材確保に危機感を持っている。

通所施設では資格が必須とされていないため、無資格の者を雇って、ホームヘルパー2級を取得させる支援をするような事業者もある。就職面接会等を開催していただいているが、さらに一段の工夫がないと、これだけの施設を立ち上げて運営することが可能だろうかという危機感を持っている。

(委員)

特別養護老人ホームの人材について、私どもの施設では、ここ3年くらい定着している。介護職員処遇改善交付金により給料が上がったことから辞めなくなったのかもしれ

ない。

(会長)

辞める理由は、過度な負担がかかる、組織において自分の役割が見出せない、スーパービジョンが出せない等々、いろんな要因があるようである。職場の処遇を検討し、それを支援する必要があると思う。

(委員)

職員の入れ替わりが激しいと利用者が不安になるので、事業者側で職員が定着できるような体制を整えるべきである。事業者同士が情報交換できる場を設けられたら良いと思う。

(会長)

では、次の重点課題について説明をお願いします。

(高齢社会対策課長)

【第4期(平成21年～23年度)練馬区介護保険事業計画の総括について(重点課題2)の説明】

(会長)

ご意見、ご質問はあるか。

(会長代理)

認知症サポーター養成講座は開催しているが、誰が修了したのかを把握しておらず、具体的な支援につながっていないことがよくある。練馬区は認知症サポーター養成講座を受けられた方の名簿を作っているか、作っている場合はどのように管理されているかを伺いたい。

(高齢社会対策課長)

認知症サポーターに関しては、認知症の理解普及促進ということで、例えば、お店で小銭が使えずにお札を出してしまうとか、ごみの日でない日にごみを出してしまうとか、そのような周辺症状が出ている方に対して、偏見を持たないで温かく見守っていきましょうという認知症の理解のための研修であるため、参加者の名前をお伺いすることはしていない。

(会長代理)

キャラバン・メイトはいかがか。

(高齢社会対策課長)

キャラバン・メイトの方については、どのような方が講師になっているか把握している。

(会長)

認知症サポーターやキャラバン・メイトが活動しやすい仕組みづくりを検討する必要がある。例えば、社会福祉協議会へ修了者の情報を提供して、一緒に見守り活動をするなどが考えられる。修了した方の活動の場がないと、実績が見えてこない。養成することはとても大事だが、見守り、支え合い、地域のネットワークづくりの議論と組み合わせていくべきである。

(会長代理)

知識・教養として学ぶことも大事だが、支えの担い手になっていただくという意味で

のサポーター養成講座もあって良いと思う。例えば、サロン活動に参加されている方が、認知症になっても通い続けることができているか、目配りしていただきたい。

認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを進めるには、認知症になったらデイサービスへではなくて、認知症になってもサロンへ通い続けていくことができるかどうか、そこが地域づくりの大事なところだと思っている。そこで認知症サポーターの方々に力を発揮していただきたい。

(会長)

重点課題3をお願いする。

(高齢社会対策課長)

【第4期(平成21年～23年度)練馬区介護保険事業計画の総括について(重点課題3)の説明】

(会長)

ご意見、ご質問はあるか。

(委員)

簡素化および効率化を図るために健康長寿チェックシートに変更したということだが、結果については公表しているのか。

(高齢社会対策課長)

健康長寿チェックシートは、要支援・要介護認定を受けていない区内在住の65歳以上の方に送っている。「バスや電車で1人で外出していますか」、「15分位続けて歩いていますか」など、主に日常生活動作について質問するものである。

この結果、将来的に介護が必要になるリスクが高いと判断された方については、判定結果とともに運動機能向上や口腔機能改善のための区の事業を案内している。回答者の中で、介護リスクの高い方がどのくらいいるのかなどのデータは把握している。回答率は65%程度である。

(委員)

効率化が本当に図られているのか。相当の郵便料を使うだけの効果があるのか疑問である。

(高齢社会対策課長)

経費は、以前より3,900万円ほど安くなった。健康診査と併せて実施しているときに比べると金額が下がっているという意味で、「効率的」と表現している。ただ、毎年同じチェックシートを区民の方に送り続けるかについては、検討が必要だと思っている。

(委員)

このチェックシートには回答しにくい項目がたくさんある。記入に不備のあるチェックシートはどのくらいあったのか。また、不備がある場合はどのように対応しているのか。

(高齢社会対策課長)

全体の2割程度に不備があり、個別に電話で問い合わせを行っている。

(委員)

問い合わせに対応できなかった方が真に問題のある方なのではないか。

(高齢社会対策課長)

健康診査もチェックシートの回答もしていない方がいる可能性は十分に考えられる。状況を見て方法を変えていきたいと思う。

(委員)

健康長寿チェックシートで回答があった65%の方のうち、二次予防事業対象者として特に問題があるだろうという方はどれぐらいいたのか。二次予防事業対象者に占める参加者の割合に大きな変化がなかったと書かれており、ごく一部の方のみが二次予防事業に参加しているような印象があるが、実際は二次予防事業につながっているのか。この件に関しては、練馬区介護サービス事業者連絡協議会でも問題視する人が多い。

(会長)

予算規模に対しての効果が得られているか、これは国の問題としても取り上げられており、毎回議論される場所である。

(高齢社会対策課長)

二次予防事業は介護が必要になるリスクの高い方が対象なので、チェックシートの回答により日常生活が自立していると確認できた方に対しては、このようなことに気をつけましょうという注意喚起をするにとどまっている。平成24年12月末現在の集計では、回収した65%のうち約23%の方が二次予防事業の対象者に該当する。

高齢者全員を対象に介護予防の普及啓発を中心として行う一次予防事業と、介護が必要になるリスクの高い特定高齢者を対象とした二次予防事業という国が定めた構成の中で、区としても効果的・効率的に実施するための改善をしていきたいと思っている。

(会長)

介護予防というのは、結果が長期的でないと見えない。そのような難しさがある中で、対象者の把握はある程度できてきた。それをどのように二次予防事業につなげるかが練馬区の課題になってくるかと思う。

(委員)

特別養護老人ホームで二次予防事業を受託していたので、一言申し上げる。

定員15人に対して参加は7名と少ない印象を持ったが、実際にやってみるとちょうど良かったと感じた。1回休んだために修了証書をもらえなかった方がおり、とても残念だったので、施設で独自のものを作って差し上げた。

(会長)

二次予防事業は通う必要があるのですが、交通の利便性などを考慮して会場を選ぶと今後参加者が伸びるかもしれない。ただ、設備がないと実施できないので、難しいところである。

では最後に、重点課題4の説明をお願いします。

(高齢社会対策課長)

【第4期(平成21年～23年度)練馬区介護保険事業計画の総括について(重点課題4)の説明】

(会長)

高齢者相談センターの方、ご意見はあるか。

(委員)

私の所属している支所の担当区域では、昨年3月時点で高齢化率が約25%と高くなっ

ている。日中は自転車で地域を駆け回り、夜間も電話がつながるようになっているため、24時間体制で対応している。

練馬区では、高齢者相談センター本所がきちんとバックアップに回ってくれるので、支所は非常に仕事がしやすい。困難ケースにも本所と協力しながら対応に当たっている。支所は区が実施する大体の高齢者福祉サービスの申請窓口になっているため、個々のケースに関してかなり対応できていると思っている。また、民生委員や地域の協力員との連携体制を築いており、地域住民から相談や情報がすぐ入ってくるようになっている。

(会長)

高齢者相談センターについて、練馬区ではどのような体制をとっているか確認したい。

(光が丘総合福祉事務所長)

練馬区においては、区の職員が担当する高齢者相談センター本所が4か所ある。そのサブセンターという位置付けで、社会福祉法人等に高齢者相談センターの機能を担っていただく支所を22か所設置している。練馬区は広いので、ある程度の人口バランスを見ながら区域を分け、本所4か所、支所22か所という体制をとっている。

本所を区内4か所にある総合福祉事務所の中に置くことで、生活保護、障害者、高齢者、児童を含めたさまざまな関係機関との調整が図りやすく、これにより総合的に支所をバックアップできる。

(会長)

練馬区では、本所と支所が連携体制をとっていることが特徴である。ただ高齢者相談センターを置くだけでなく、地域包括ケアシステムの中で高齢者相談センターがどのような役割を担うのか、今後の議論の中でご意見をいただきたいと思う。

(委員)

昨年、ある支所を見学したが、こちらの質問に対して明確な答えが得られなかった。

(光が丘総合福祉事務所長)

支所の職員について、多少のレベルや経験のばらつきがあるかと思うが、今後、指導・研修をしてレベルの底上げをしていきたい。

(委員)

高齢者相談センターの担当区域がしっかり決められすぎていて、他の区域にある支所に行くと受け付けてもらえない。ところが、本所としては、どの支所でも相談を受け付けると言う。どの区域でも同様に相談できるのか。

(委員)

担当区域ではない方の相談がきた場合は、原則として担当の支所をご案内する。継続的にその方を支援するためには、地域の支所で担当する方が良いからである。ただし、どこでも受けられる申請等であれば、そのまま受け付けている。

(光が丘総合福祉事務所長)

各支所の職員にも限りがあり、一つの支所に集中すると適切な支援につながらないことから、人口バランスを見て担当区域を決めている。ただし、場合によっては担当区域にこだわらない例外的な対応もあり得る。基本的には支所を中心として対応し、支所ですらなくともあるべきであれば本所がバックアップしながら支援している。

(会長)

支所22か所のレベルを統一することは難しいので、継続的に本所がチェックに入っていくことが不可欠であると思う。

では、案件(2)「第5期(平成24~26年度)練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討上の課題について」の説明をお願いします。

(高齢社会対策課長)

【資料2 第5期(平成24~26年度)練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討上の課題についての説明】

(会長)

第5期計画の策定時には、この介護保険運営協議会ともう一つ高齢者保健福祉懇談会を立ち上げ、両者の会長を務めたが、分ける意味はなかったと感じている。介護保険事業計画と高齢者保健福祉計画は相互に関連するので、それぞれの分野のみで議論するのは難しかった。二つの計画が連携を持たないというわけにいかないの、全体を見たらうで議論した方がいいだろうと認識した。

そもそも、どうして二つに分けたのか。

(高齢社会対策課長)

介護保険運営協議会は条例が設置根拠になっており、条例に定める審議事項で、介護保険事業計画について検討するということが明記されている。高齢者保健福祉計画についてはさまざまな変遷の中で別に設置して議論してきたのだが、会長がおっしゃったとおり、一体で議論した方がより良いだろうと思い、この二つの会議体がクロスするような形をこれから検討したいということについて、本日は投げかけさせていただいた。

(会長)

ご意見、ご質問はあるか。一括して議論するとハードにはなるが、全体像が見通せる。その方が全体をきれなく議論できると思う。

では、最後に、案件(3)「介護保険状況報告」をお願いします。

(介護保険課長)

【資料3 介護保険状況報告(平成24年12月末現在)の説明】

(会長)

ご意見、ご質問はあるか。

(委員)

介護サービスの未利用者について、要支援1・2の方が未利用というのは理解できるが、要介護3~5で未利用というのはどういうことか。

(介護保険課長)

要介護が進んでいっても未利用の方が一定程度いるのは、介護保険を使わずに医療保険で入院している方である。

(会長)

本日の案件は以上で終了とする。次回開催予定の案内をお願いします。

(事務局)

【次回開催予定の確認】

(会長)

では、最後に福祉部長から挨拶をお願いします。

(福祉部長)

夜分の時間帯にも関わらず熱心なご議論をいただき、感謝申し上げます。

先日、NHKで「漂流する高齢者」という番組が放送された。この時期に放送する意図は、4年前の群馬県の高齢者施設の火災事故にかかる起訴の判決が出たタイミングで、この事件によってクローズアップされた問題がまだ十分に解決を見ていないということがあるかと思う。

この事件を受けた一つの取り組みとして、東京都が都市型軽費老人ホームというものをつくった。これは居室面積がこれまでの軽費老人ホームに比べると狭いため批判のあるところだが、比較的低所得の方が入居できる住まいとして、練馬区としても整備を進めている。昨年の秋に2施設・40床ができ、今後も拡充を図っていこうと考えている。また、昨年11月からは、24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護というサービスもスタートさせている。

こういうものをつくった、サービスを始めたというところで直ちにすべての解決に結びつくわけではない。利用者が何を求めているかということも、これからも敏感に、また皆様からもご指摘いただきながら、介護保険を含めた高齢者へのさまざまな事業が円滑に進むように取り組んでいきたい。引き続き、ご指導、ご協力をお願いする。

(会長)

以上で第3回練馬区介護保険運営協議会を閉会する。